

恵庭市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例施行規則をここに公布する。

平成30年11月30日

恵庭市長 原 田 裕

恵庭市規則第34号

恵庭市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、恵庭市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例（平成30年条例第34号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、工場立地法（昭和34年法律第24号）及び条例において使用する用語の例による。

(既存工場等に係る面積の算定)

第3条 条例第4条第1項に規定する条例第3条の表の各欄に定める割合に適合する緑地及び環境施設的面積の算定について規則で定める式は、別表第1のとおりとする。

2 条例第4条第2項に規定する条例第3条の表の各欄に定める割合に適合する緑地及び環境施設的面積の算定について規則で定める式は、別表第2のとおりとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表第1（第3条関係）

既存工場等が 存する区域	生産施設の面積の変更に伴い設置 する緑地の面積	生産施設の面積の変更に伴い設置 する環境施設の面積
甲種区域	$G \geq \frac{P}{\gamma} \left(0.1 - \frac{G_0}{S} \right)$ <p>ただし、$\frac{P}{\gamma} \left(0.1 - \frac{G_0}{S} \right) > 0.1S - G_1 > 0$ のときは $G \geq 0.1S - G_1$ とし、$0.1S - G_1 \leq 0$ のときは $G \geq 0$ とする。</p>	$E \geq \frac{P}{\gamma} \left(0.15 - \frac{E_0}{S} \right)$ <p>ただし、$\frac{P}{\gamma} \left(0.15 - \frac{E_0}{S} \right) > 0.15S - E_1 > 0$ のときは $E \geq 0.15S - E_1$ とし、$0.15S - E_1 \leq 0$ のときは $E \geq 0$ とする。</p>
乙種区域	$G \geq \frac{P}{\gamma} \left(0.05 - \frac{G_0}{S} \right)$ <p>ただし、$\frac{P}{\gamma} \left(0.05 - \frac{G_0}{S} \right) > 0.05S - G_1 > 0$ のときは $G \geq 0.05S - G_1$ とし、$0.05S - G_1 \leq 0$ のときは $G \geq 0$ とする。</p>	$E \geq \frac{P}{\gamma} \left(0.1 - \frac{E_0}{S} \right)$ <p>ただし、$\frac{P}{\gamma} \left(0.1 - \frac{E_0}{S} \right) > 0.1S - E_1 > 0$ のときは $E \geq 0.1S - E_1$ とし、$0.1S - E_1 \leq 0$ のときは $E \geq 0$ とする。</p>

備考 この表の式におけるG、P、 γ 、 G_0 、S、 G_1 、E、 E_0 及び E_1 は、それぞれ次の数値を表すものとする。

G 当該変更に伴い設置する緑地の面積

P 当該変更に係る生産施設の面積

γ 当該既存工場等が属する法準則別表第1の上欄に掲げる業種についての同表の下欄に掲げる割合

G_0 当該変更に係る届出前に設置されている緑地（当該届出前に届け出られた緑地の面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計のうち、昭和49年6月29日以降の当該変更以外の生産施設の面積の変更に伴い最低限設置することが必要な緑地の面積の合計を超える面積

S 当該既存工場等の敷地面積

G_1 当該変更に係る届出前に設置されている緑地(当該届出前に届け出られた緑地の面積の変更に係るものを含む。)の面積の合計

E 当該変更に伴い設置する環境施設の面積

E_0 当該変更に係る届出前に設置されている環境施設(当該届出前に届け出られた環境施設の面積の変更に係るものを含む。)の面積の合計のうち、昭和49年6月29日以降の当該変更以外の生産施設の面積の変更に伴い最低限設置することが必要な環境施設の面積の合計を超える面積

E_1 当該変更に係る届出前に設置されている環境施設(当該届出前に届け出られた環境施設の面積の変更に係るものを含む。)の面積の合計

別表第2 (第3条関係)

既存工場等が 存する区域	生産施設の面積の変更に伴い設置 する緑地の面積	生産施設の面積の変更に伴い設置 する環境施設の面積
甲種区域	$G \geq \sum_{j=1}^n \frac{P_j}{Y_j} \left(0.1 - \frac{G_0}{S} \right)$ <p>ただし、$\sum_{j=1}^n \frac{P_j}{Y_j} \left(0.1 - \frac{G_0}{S} \right) > 0.1S - G_1 > 0$のときは$G \geq 0.1S - G_1$とし、$0.1S - G_1 \leq 0$のときは$G \geq 0$とする。</p>	$E \geq \sum_{j=1}^n \frac{P_j}{Y_j} \left(0.15 - \frac{E_0}{S} \right)$ <p>ただし、$\sum_{j=1}^n \frac{P_j}{Y_j} \left(0.15 - \frac{E_0}{S} \right) > 0.15S - E_1 > 0$のときは$E \geq 0.15S - E_1$とし、$0.15S - E_1 \leq 0$のときは$E \geq 0$とする。</p>
乙種区域	$G \geq \sum_{j=1}^n \frac{P_j}{Y_j} \left(0.05 - \frac{G_0}{S} \right)$ <p>ただし、$\sum_{j=1}^n \frac{P_j}{Y_j} \left(0.05 - \frac{G_0}{S} \right) > 0.05S - G_1 > 0$のときは$G \geq 0.05S - G_1$とし、$0.05S - G_1 \leq 0$のときは$G \geq 0$とする。</p>	$E \geq \sum_{j=1}^n \frac{P_j}{Y_j} \left(0.1 - \frac{E_0}{S} \right)$ <p>ただし、$\sum_{j=1}^n \frac{P_j}{Y_j} \left(0.1 - \frac{E_0}{S} \right) > 0.1S - E_1 > 0$のときは$E \geq 0.1S - E_1$とし、$0.1S - E_1 \leq 0$のときは$E \geq 0$とする。</p>

	る。	
--	----	--

備考 この表の式における G 、 n 、 P_j 、 γ_j 、 G_0 、 S 、 G_1 、 E 、 E_0 及び E_1 は、それぞれ次の数値を表すものとする。

G 当該変更に伴い設置する緑地の面積

n 当該既存工場等が属する業種の個数

P_j 当該変更に係る j 業種に属する生産施設的面積

γ_j j 業種についての法準則別表第1の下欄に掲げる割合

G_0 当該変更に係る届出前に設置されている緑地（当該届出前に届け出られた緑地の面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計のうち、昭和49年6月29日以降の当該変更以外の生産施設的面積の変更に伴い最低限設置することが必要な緑地の面積の合計を超える面積

S 当該既存工場等の敷地面積

G_1 当該変更に係る届出前に設置されている緑地（当該届出前に届け出られた緑地の面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計

E 当該変更に伴い設置する環境施設的面積

E_0 当該変更に係る届出前に設置されている環境施設（当該届出前に届け出られた環境施設的面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計のうち、昭和49年6月29日以降の当該変更以外の生産施設的面積の変更に伴い最低限設置することが必要な環境施設的面積の合計を超える面積

E_1 当該変更に係る届出前に設置されている環境施設（当該届出前に届け出られた環境施設的面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計